

§ 3 物語的説明とは何か？

- 1、説明とは何か？ 三種類の説明
- 2、物語構造とは何か？
- 3 物語文の定義の修正案（撤回の可能性あり）
- 4 物語的説明の特徴（1）：反復可能な出来事と反復不可能な一回的な出来事

§ 4 過去についての記述は可能か？

- 1 検証主義
- 2 現象主義

（前回ダントによる検証主義や現象主義への批判的検討を紹介しましたが、これらの意味論は、過去についての文に限らず、意味論として欠陥を持つものです。前回の最後に、ダントの考えを次に紹介しますと予告しましたが、まだよくわかっていません。ダントは、おそらく、過去についての記述の意味は、他の文との関係であり、過去についての記述の真理性は、他の真なる文との整合性であると考えている、と推測していますが、これについては改めて論じます。）

3 推論主義意味論による物語文の意味の説明

#過去形の文はすべて過去についての記述であり、物語文である

過去についての記述の全てが、物語文である。なぜなら、過去についての記述は、現在についても暗黙的に言及しているからである。例えば、「最初の東京オリンピックは、1964年に開催された」は、この話し手が、1964年より後にこれを話していることを暗黙的に含意している。いつ発話されたのか分からないが、この発話において、話し手は、話し手の「現在」と1964年を指示して、1964年について記述している。

ちなみに、ダントの言う「理想的編年史」は、出来事が起こったときのその記述の集合なので、そのなかに、過去形の文は含まれないはずだ。

#推論主義意味論の説明

推論主義意味論とは、文の意味をその文の推論役割として説明するものである。これは、ゲンツェンが、論理結合子の意味をその導入規則と除去規則で説明したことを、（語だけでなく文を含む）言語表現の意味一般の説明モデルとするものである。ダメットはこれを、文、述語、一般名、単称名辞に適用できることを示した（FPL,453）ブランダムは、文が言語表現の意味の最小単位であると考えるので、文の意味を、それを結論とする推論（上流推論）と、その文を前提とする推論（下流推論）における役割として、その文の意味を理解する（ブランダム『推論主義序説』第一章）。語の意味は、置換（代入）推論によって文の意味から抽象される。

例えば、「Aは、Bの西にある」から「BはAの東にある」を推論できるが、この推論を可能にするのが「の西にある」と「の東にある」という表現の意味である。文の意味をその推論役割として説明する時、その推論は、文ないし文末表現の意味によって成立する推論であるので、原因の説明の推論でも行為の理由の推論でもなく、根拠の説明の推論であると思われる。まずこれを検討しよう。

#3種の推論：なぜ」の説明の3つの形式：

日本語での「説明」は、「何がどうなっているのか」の説明と「なぜ、そうなのか」の説明に変われるように思われる。後者の「説明、つまり「なぜ」の問いに対する答えは、次の3種類に別れる。

- ①出来事の原因を説明する推論（法則による因果関係の説明と物語による因果関係の説明）
- ②行為の理由を説明する推論（何による説明か？）
- ③主張の根拠を説明する推論（論理法則による説明）

上記の①の推論は、物語形式のものと、法則形式（被覆法則モデル）のものに分かれる。

<理論的問い—法則形式の推論>の場合には、「なぜEが起きたのか」という問いに対して、一つの法則で説明しようとしている。逆に言うと、一つの法則で説明できると推測される出来事について「なぜXが起きたのか」と問うことは、Xを法則が適用される反復可能な出来事として理解することである。

<物語的問い—物語形式の推論>の場合には、一回的な出来事であるEについての「なぜEが起きたのか」という問いに対して、一つの法則で説明することはできない。そこでの探求の対象、一回的な出来事としてのEは、すでに物語形式で捉えられている。

例えば、「X氏はなぜ奈良に住んでいるのか」という問いについて、奈良に住むようになった経緯の説明で答えようとするとき、物語的説明になる。ところで、このような物語的説明を、物語的な推論とみなすことができるだろうか。

①の原因説明の2つの形式：物語形式と法則形式

法則形式：

- ・物理現象、化学現象の説明：法則形式

物語形式：

- ・自然現象としてのある地域の植生の変化の説明：物語形式
- ・個人の意図的行為が引き起こす非意図的な出来事：交通事故、生活習慣病、
- ・集団の意図的行為が引き起こす集団内の非意図的な出来事：薬害、公害
- ・複数主体の意図的行為が引き起こす非意図的な出来事：
 - ・火事になった映画館からみんなが一斉に逃げようとして、出口で沢山の人が押しつぶされ、転んだ。
 - ・化石燃料の使用による地球温暖化、経済活動による環境破壊
経済のグローバル化、経済格差の拡大、恐慌、株価の上下
- ・複数の集団の意図的行為が引き起こす非意図的な出来事：戦争、テロ、

②は、意思決定を説明する推論である。

意思決定の主体は、個人や集団である。ところで、意思決定の説明には、二種類ある。決定当事者による理由の説明と、ある主体の意思決定についての第三者による説明である。後者は、主体Aのt1時における意思決定という出来事の原因を説明しているのではない。もしそうならば、それは①に属することになるだろう。

ある主体の意思決定の理由を説明することは、その意思決定を理解可能なものにする説明、あるいはその意思決定を正当化する説明であって、その意思決定の発生の原因を説明するものではない。

この区別は、行為当事者による説明の場合にも成立する。Xさんが「なぜこんなにケーキを食べたのですか」という問いに「落ち込んでいたので、ケーキをたくさん食べてしまいました」と答える時、理由を答えている場合と原因を答えている場合に、分けることができるだろう。

たとえば「X氏はなぜ奈良に住んでいるのか」という問いに、Xさんが奈良に住むことに決めた理由を説明する推論は、実践的推論となる。この答えは、一般的に言うと、Aをするという意思決定をした理由（実践的推論）を説明するものとなる。これに対して、Xさんが、そのように意思決定したという原因を挙げて説明することもできる。例えば、Xさんの妻がそう望んだこと、Xさんが就職した大学が奈良から近かったこと、適当な借家が見つかったこと、などを原因として挙げて、説明する時、それは①に属する。

たとえば「なぜ、シーザーはルビコン川を渡ったのか?」という問いに「シーザーの意図と状況認識から、彼がそれを決心したことを実践的推論で説明するのならば、それは②になる。それに対して、その決心までの、シーザーと元老院との関係を説明することによって、シーザーのその決定を説明することもできる。このときこれは、①になるだろう。この①は、②を部分として含んでいる。

「なぜ、シーザーはルビコン川を渡ったのか?」の問いを、二つの出来事の間の変化の説明を求めているのだとすると、①が答えとなる。例えば、シーザーはルビコン川を渡る気がなかったのに、ルビコン川を渡る

ことを決意するに至ったその変化の説明を求めているのだとすると、①が答えとなる。これに対して、この問いが、意思決定というある時点の出来事の説明を求めているのならば、②になるのようにおもわれる。

<ミニレポート課題>

「なぜ、シーザーはルビコン川を渡ったのか？」の問いについての上記の分析について、批判、疑問点、感想を書いて下さい。

③は、主張の根拠の説明であるので、論理的な推論となる。これもまた法則的推論である。法則形式の説明には、自然法則による説明（①の半分）と論理法則による説明がある。論理法則による推論には、非単調推論や帰納法や統計による推論も含まれる。

#推論の二つの役割

推論が行われるのは、次の二つの場合であると思われる。

(a)推論は、（「なぜ」の問い以外の）問いの答えを見つけるために行われる。

このとき、推論の結論が問いの答えとなる。「何」「どのように」「どのような」「いつ」「どこ」などの補足疑問、「はい」「いいえ」で答える決定疑問に答えるための推論が、これにあたる。

上記の「何がどうなっているのか」の説明をもとめる問いは、これらの問いになる。

この場合の推論は、③になる。

(b)推論は、「なぜ」の問いに答えるために、つまり何かを説明するために行われる。

このとき、推論は、「なぜ」の問いへの答えそのものであるが、「なぜ、Pなのか」という問いに答える推論の結論は「ゆえに、P」となる。この場合の推論は、①②③に分かれる。

§5 物語問いは、どのようなものか？

物語問いは、次の二つに分けられる。

①「Xはその後どうなったのか？」

この問いは、「Xがt1時にFである」Xについての一つの記述を前提している。しかし、この後どうなるのか、中間も終わりもわからない状態である。この最初の文は、後の出来事を指示していないので、遡行物語文ではない。これの答えは、前進物語文になる。これは、t1時の出来事を知っているものが、その後の出来事を知ろうとするときの問いである。

この問いに対する答えは、「t2時に何がおこり、t3時に何が起こった」という形式のものになる。これに答える推論は、③である。

②「XはどうしてGになったのか？」

この問いは、「Xが最後にGになる」ことが分かっているときに発せられる問いである。この問いは、「XがT3時にGになる」を前提するが、この文は現在とT3時のXを指示して、t3時のXを記述している前進物語文である。たとえば、「その事故はどうして起こったのか？」答えが、Xについて語る時、そのXはt3時にGになるXなので、遡行物語文である。

この問いに対する答えは、「t1時に起こったこと、t2時に起こったことを、原因として、t3時にGになる」という説明になるだろう。したがって、これは「Xはt3時にGになる」というこれに答える推論①になる。

#推論主義意味論による物語文の意味の説明

物語文は、物語的推論の中に登場するが、物語的推論は、出来事の因果的な説明をする推論であるので、推論主義意味論が、文の意味の説明に利用しようとする推論ではない。

物語推論における物語文の役割が、物語文の意味になるのではなく、物語文を論理的に結論とする上流推論と論理的に前提とする下流推論における物語文の役割が、推論主義意味論による物語文の意味となる。

・ #注 行為の理由についての「なぜ」

行為の理由についての「なぜ」は、次のように区別できるだろう。

(2-1) 因果法則による説明

(2-1-1) 自然的因果法則による説明

(2-1-2) 社会的因果法則による説明

(2-2) 社会的ルールによる説明

(2-1) 因果法則による説明について

(2-1-1) 自然的因果法則による説明について

次のような問答がその例である。

「なぜスピードをおとすのですか」

「カーブを曲がるためです」

この返答は、以下のような三段論法に基づいている。

スピードを落とさなければ、カーブを曲がりきれない。

ぶつかりたくない。

スピードを落とそう。

(2-1-2) 社会的因果法則による説明について

「なぜ、貨幣供給量を増やすのか」

「デフレを緩和するためです」

この返答は、以下のような三段論法に基づいている。

貨幣供給量が増大するならば、物価は上昇する。

物価を上昇させたい（下落をくいとめたい）。

貨幣供給量を増大させよう。

このいずれの場合も、因果法則が行為の理由であるというよりも、より正確に言うならば、「因果法則がある」と信じていること>が、pを行なう理由になる。

(2-2) 社会的ルールによる説明について

「なぜ、梅田までの切符をかうのですか」

「梅田によろがあるのです」

この返答は、以下のような三段論法にもとづいている。

電車に乗って梅田に行くためには、梅田までの切符を買わなければならない

梅田まで行きたい。

梅田までの切符を買おう。

この場合にも、この社会的ルールが行為の理由であると言うよりも、「この社会的理由を信じていること」>が、行為の理由である。

ここで、社会的ルールと社会的因果法則の違いについて二点確認しておきたい。(i)社会的ルールは、規約によって成立するが、社会的因果法則は、規約によって成立するのではない。たとえば、「不景気になる」と、「自殺者が増える」>「ガソリンの値段が上がると、ガソリンの消費量が落ち込む」などの社会的因果法則は、規約によって成立するのではない。(ii)社会的ルールは、各人がそれを信じることによって、ルールとして成立するのだが、自然的因果法則は、そのように信じていなくても、因果法則として成立する。そして、おそらく社会的因果法則もまた、各人がそのように信じていなくても、因果法則として成立するのである。